

審議事項 1

湖南省屋外広告物条例施行規則の改正について ～美しい景観づくりのために～



審議事項 1 湖南省屋外広告物条例施行規則の改正について

- ① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて
- ② 第1種規制地域の見直しについて



湖南省における屋外広告物の概要・規制の経過

1 屋外広告物とは…

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するもの

2 屋外広告物の規制の経過

平成19年 滋賀県からの権限移譲により湖南省屋外広告物規制の指導を開始（県条例）

平成25年 景観行政団体へ移行 湖南省景観条例 施行

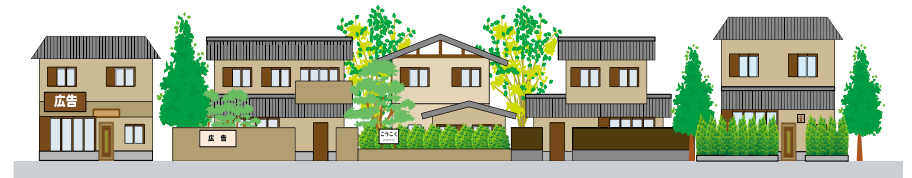
平成26年 湖南省景観計画 施行

平成29年 湖南省屋外広告物条例 施行

従前の【滋賀県屋外広告物条例】を参考に、湖南省景観計画に即した景観形成を図るために制定
令和3年 湖南省屋外広告物一部改正（旧東海道沿いの規制地域の変更）

経過措置期間 7 年

令和6年 湖南省屋外広告物条例 完全移行



① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて

規制地域

第1種地域 一般国道1号（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く。）の道路中心線から両側100メートルの範囲で、大津湖南都市計画岩根地区地区計画の区域を除いた地域

第3種地域 ・ 湖南三山（長寿寺・常楽寺・善水寺）の国宝のうち、最も主要な建築物の中心から半径500mの地域（ただし常楽寺周辺については、都市計画法の規定により定められた工業地域の区域を除く。）
・ 旧東海道と旧東海道の道路境界から両側25mの地域

許可基準

規制地域	自家用広告物	非自家用広告物	摘要除外広告物
第1種地域	※総面積5㎡以下は許可申請不要	表示面の40%以上を地図や矢印、案内内容に用いた「道標・案内図版」以外は掲出できない。	全て許可不要
第3種地域	※総面積3㎡以下は許可申請不要		

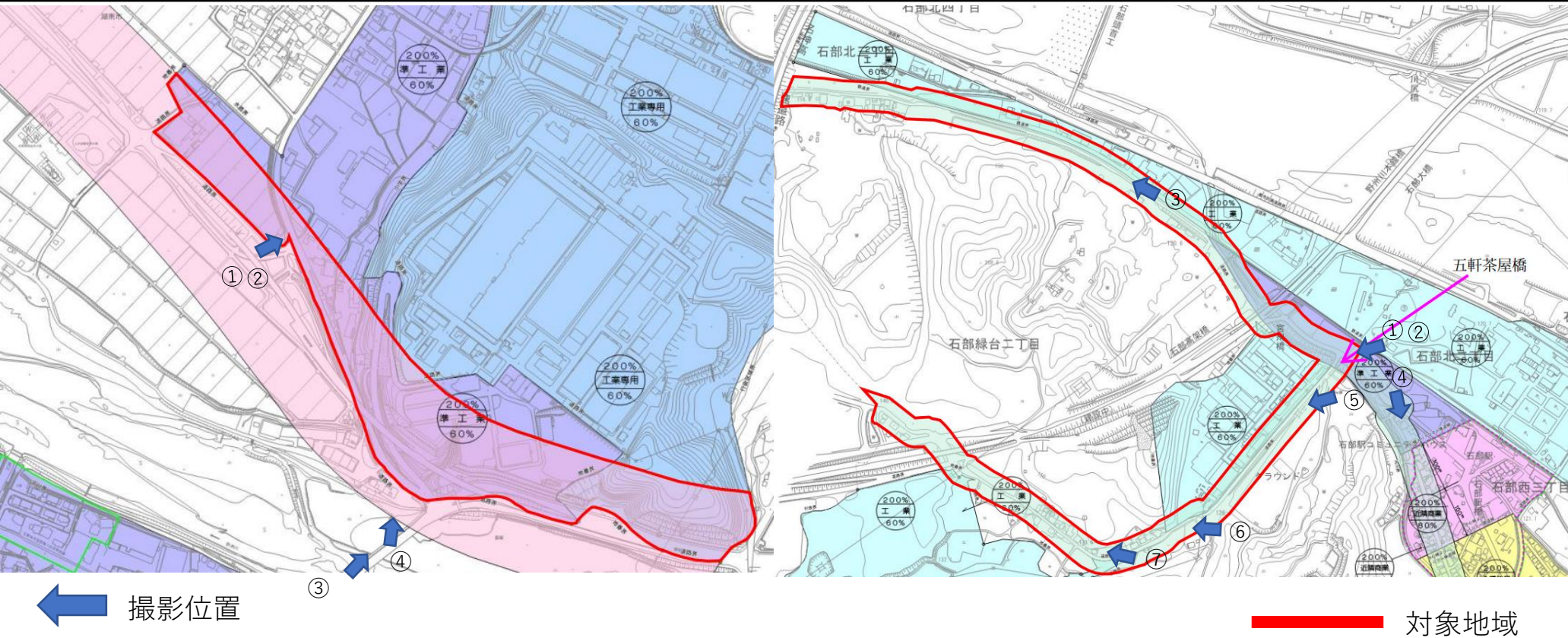
※ 総面積とは、営業を行う一団の土地の中に掲出されるすべての屋外広告物の合計面積を指します。

自家用広告物 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または営業所、もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件→敷地内の場所に表示された広告物

非自家用広告物 敷地内ではない場所に表示された広告物

摘要除外広告物 「法令の規定により表示するもの」などの条例の規定から一部除外されている広告物

① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて



【説明】

第1種、第3種地域については、湖南省景観計画の重点地区に位置づけており、良好な景観の形成を図るために屋外広告物の規制も厳しくなっています。対象地域（赤枠）については、工場等が立地しており※湖南省都市計画マスタープランでは、周辺環境への影響を最小限に抑制しつつ、新たな企業の集積や本市の活力を支える産業振興ゾーンとして位置づけられています。

※ 湖南省都市計画マスタープランとは、「土地利用計画をはじめとするまちづくりの方針」や「都市計画に関する事業やルールの方針」を定めるもの

① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて

風景 第1種地域

朝国北交差点 ①



②



横田橋 ③



④



① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて

風景 第3種地域

五軒茶屋橋付近 ①



旧東海道沿 ③



②



④



① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて

風景 第3種地域

⑤



⑥



⑦



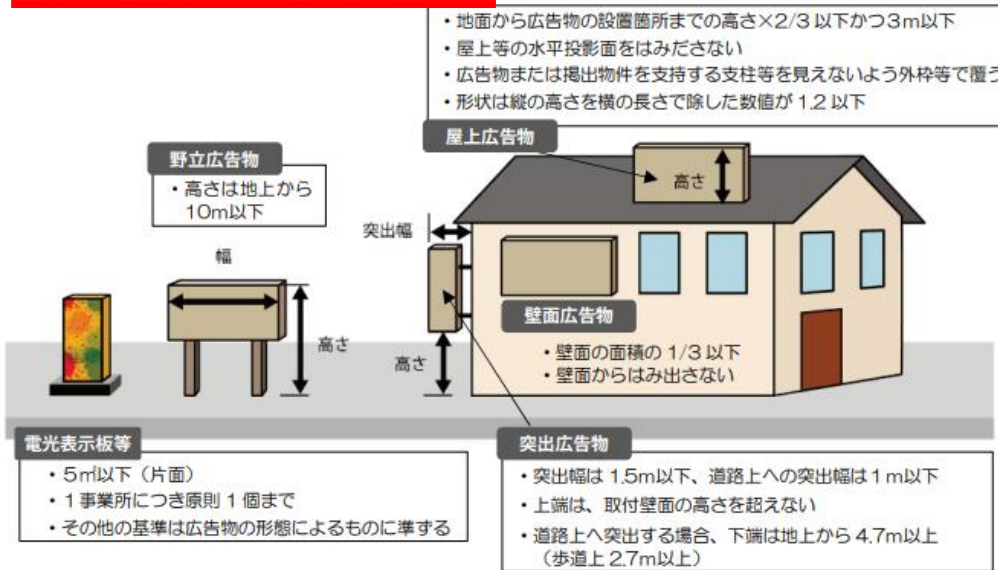
① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて

① 第1種地域

良好な景観形成を図るため、特に必要がある国道1号沿道の重点地区（景観計画）のうち、国道1号（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く）の道路中心線から両側100mの範囲を指定します。（岩根地区地区計画の範囲を除く）

■ 自家用広告物（合計が5㎡以下の場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。

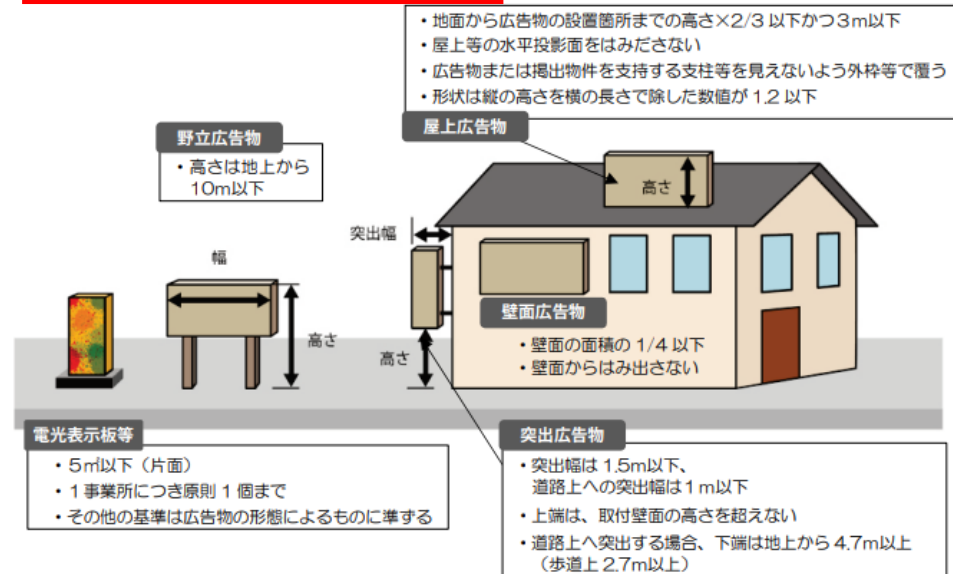


③ 第3種地域

湖南三山（長寿寺・常楽寺・善水寺）の国宝のうち、最も主要な建築物の中心から半径500mの地域と旧東海道の道路境界から両側25mの地域を指定します。（ただし常楽寺周辺については、都市計画法の規定により定められた工業地域の区域を除く）

■ 自家用広告物（合計が3㎡以下の場合は許可不要）

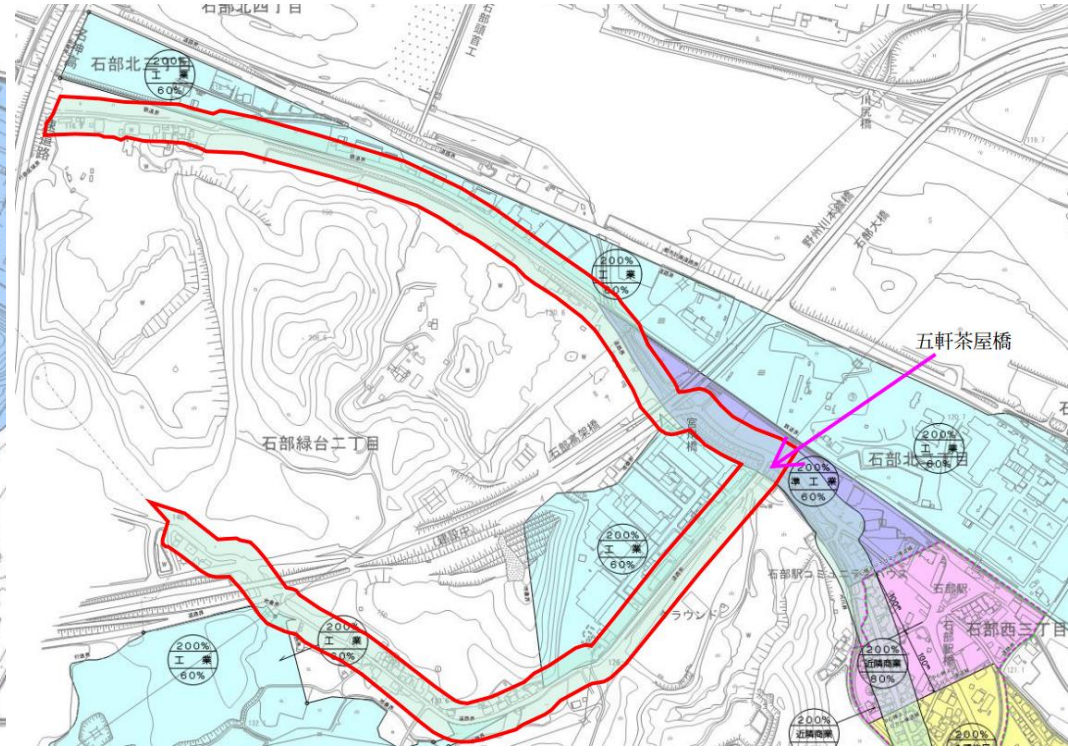
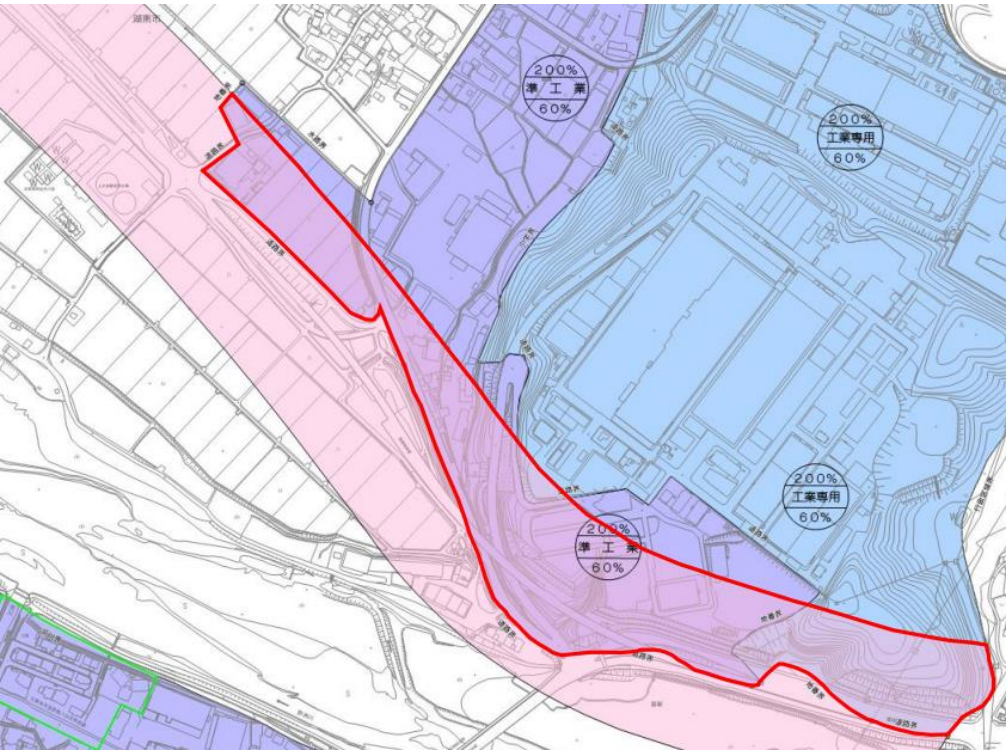
自家用広告物の表示面積の合計は、10㎡以下とします。



【説明】

自家用広告物の場合は、それぞれの地域に総量規制（第1種地域の場合は15㎡、第3種地域の場合は10㎡）が設けられています。第1種、第3種地域内には工場等があり、総量規制を超える広告物を敷地内に掲出している事業所も点在しています。

① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて



対象地域

課題

- ・工場等があり、広告物は情報を伝えるための手段に関わらず、総表示面積が少ない。
- ・新たに設置しようとしても総量規制（15㎡または10㎡）があり、設置ができない。
- ・他の工業地域と比べると、規制が厳しい。



解決策

- ・すでに工場等が立地しており、広告物の総量規制を除外することで、著しく景観が損なわれる影響が少ないことから、第1種地域は都市計画法第8条の規定する用途地域、第3種地域は五軒茶屋橋から栗東市境までを除くことにより、新たに広告物が設置できる。

① 第1種、第3種地域の許可基準の見直しについて

規則の改正について

規則改正前 自家用広告物

地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 ただし、 <u>この条例の施行前に県条例により適法に設置された広告物は除く。</u>
第3種地域		1 表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。

規則改正後 自家用広告物

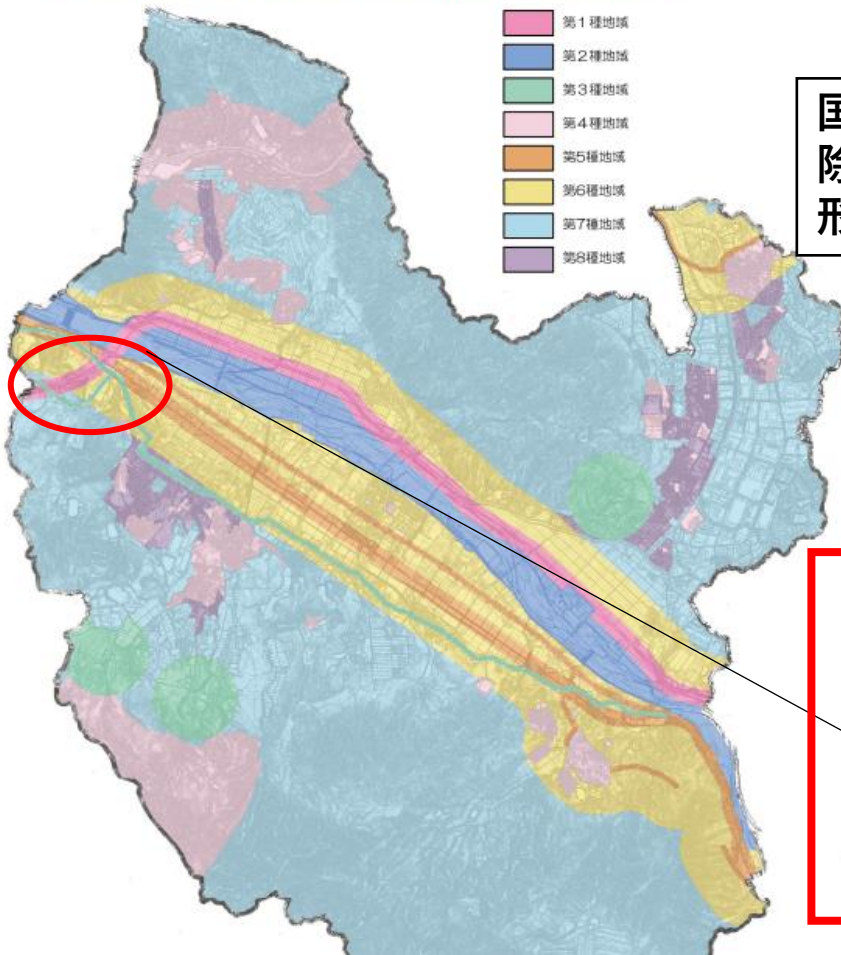
地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 ただし、 <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する用途地域を除く。</u>
第3種地域		1 表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。 <u>ただし、五軒茶屋橋から栗東市境までを除く。</u>

② 第1種規制地域の見直しについて

1. 規制地域の種別

許可区域（湖南市全域）に提出する場合は、原則として許可が必要です。

地域の範囲について、詳しくは都市政策課に備え付けの図書でご確認ください。



国道1号線の道路中心線から両側に100mの地域（一部地域除く。）を本市の特性および現状に踏まえて、よりよい景観形成かつ風致の維持を目的に変更することとします。

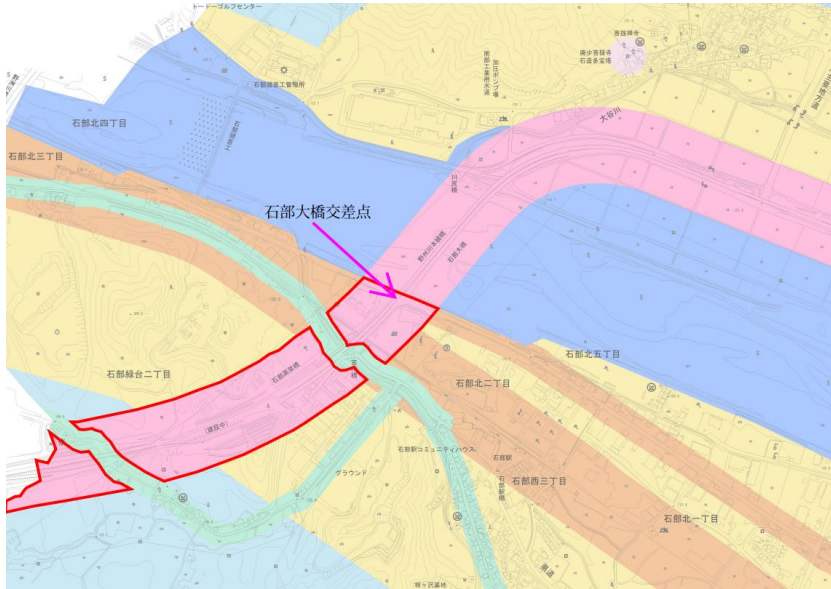
詳細の規制地域の変更

- ① 第1種地域（石部大橋交差点から栗東市境まで）
第1種地域→第5種地域、第6種地域
第7種地域

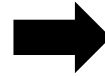
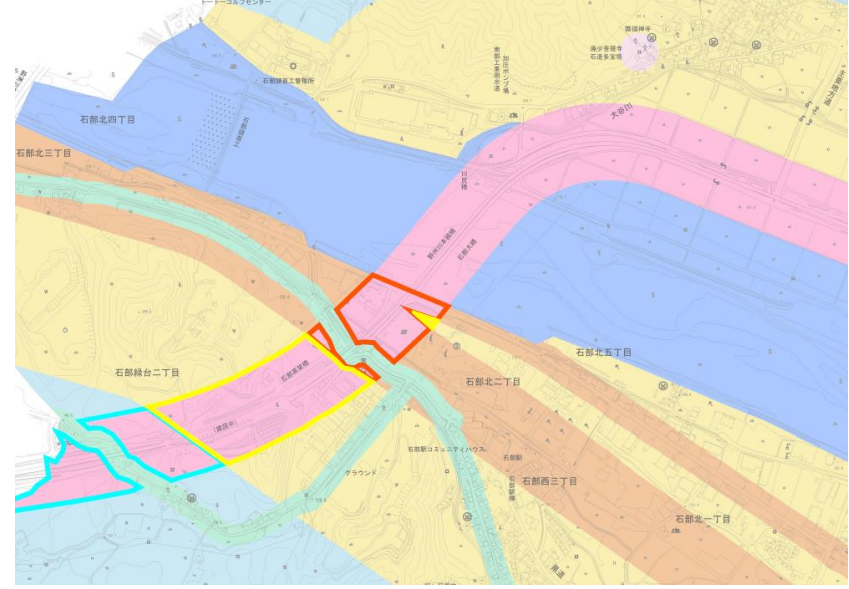
② 第1種規制地域の見直しについて

第1種地域 変更内容

変更前 屋外広告物規制



変更後 屋外広告物規制地域



【説明】

湖南省屋外広告物条例やガイドラインでは、（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く。）と明記されています。しかし規制地域としては、第1種地域の色が示されており、閲覧する際に誤解を招く恐れがあるため、現状に即した規制地域に変更します。

第5種地域に変更

第6種地域に変更

第7種地域に変更

今後のスケジュールについて

予定

	内容
令和 7 年 9 月 26 日	第18回景観審議会
令和 7 年 10 月～12 月	改正準備 ・ 湖南市屋外広告物条例施行規則 ・ 湖南市屋外広告物ガイドライン
令和 8 年 4 月	湖南市ホームページおよび広報（4 月号）掲載 屋外広告物条例施行規則 施行